

平成16年6月30日(水)

西伯町・会見町合併協議会

協議会だより 号外 第27号

～第27回協議会開催～

鳥取県議会で南部町設置議案を可決

6月16日午後1時30分から、西伯町・会見町合併協議会第27回会議が西伯町役場で開催されました。

この日は6月定例鳥取県議会の最終日に当たり、この議会に提案されていた「10月1日、西伯郡西伯町及び会見町を廃し、南部町を設置する」議案が午前中に可決されており、会議の冒頭坂本会長から報告されました。

また、この日の内に南部町を設置することについて総務省に届出がされましたので、法定の処理期間が20日であることからすると、7月7日ごろに「南部町設置の告示」が官報に掲載される見込みとなりました。なお、この告示は南部町設置の法的な要件となります。

人間ドックの受診補助の見直し等について

今回の協議では、合併協議会で事務事業の調整を行った時点以後現況が変更された事項として人間ドックの受診補助事業の取り扱いが、また、新たに確認を要することとなった事項として準要保護児童・生徒の支援費支給基準額が協議されました。

人間ドックの受診補助については、西伯町の例により40歳以上の国民健康保険加入者を対象とすることとされていましたが、西伯町において当初の想定以上に受診者が増加し、国民健康保険会計の負担が激増したことなどから見直しが必要となり、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳の希望者及び国保加入者で30歳以上の前年無診療者の中の希望者とする会見町方式とし、年間150名を上限とすることとされました。

また、準要保護児童・生徒の支援費支給基準額については、西伯町では国基準額(実費)の1/2、会見町では国基準額を支給することとされていますが、合併後は会見町の例によることが確認されました。

公の施設の取り扱いについて

新町発足時に必要な主要な例規を定める手続きの一環として、前回の協議会に引き続き、公の施設の取り扱いについて協議されました。

この中で、現在制度上、町民全般が利用する施設として位置付けられている西伯町営グラウン

ドと会見町越敷野町民グラウンドについては、利用実態から、それぞれ西伯町立法勝寺中学校、会見町立会見第二小学校のグラウンドとすることが確認されました。

なお、それぞれの生徒・児童以外の町民が使用する際には所定の手続きを行えば利用できるもので、実態としては従来の利用方法と特に変わらないこととなります。

新町の町章は公募により決定

新町の町章は、町の歌、木、花や各種宣言など、町の慣行の一部として新町において決定するという基本方針が昨年５月１９日に開催された第５回協議会において確認されています。

この協議結果を踏まえ、まちづくり委員会第２ステージ第１小委員会から町章の決定に当たっては、公募を行ってはどうかとの提案をいただきました。

合併協議会ではこの提案を受け、町章候補の公募をすることとしました。

そして、今回の協議会において、応募資格についての住所要件などは設定せず、広く全国から優れた候補作品をお寄せいただくこととすること、最終的な決定は新町に「南部町町章選定委員会（仮称）」を組織して決定することなどの募集要項が確認されました。

なお、応募用紙は、南部町設置の総務省告示の日から配布する予定です。

また、応募要領をホームページへ掲載し、インターネット経由での応募が可能となるようにするとともに、公募情報誌などへ情報提供を行うこととしています。

財政計画の策定に関する質問書への回答について

「まちの未来を語る会」から４月２６日付けで提出されていた財政計画の策定に関する質問書に対し、６月１１日に事務局が直接お会いして回答した旨を協議会に報告しました。

なお、回答の際には同会から、合併までに財政計画の見直しをするよう再度求められましたが、いわゆる「三位一体改革」の具体的な方針を踏まえた地方財政計画が国から示され、新町の議会を経て平成１７年度予算を策定するまでは見直しが不可能である旨回答しました。

次回の協議会は７月２１日（水）会見町役場で、午後１時３０分から開催します。傍聴にお願いいたします。

発行 西伯町・会見町合併協議会

編集 西伯町・会見町合併協議会事務局（合併推進室）

所在地：会見町天萬５５８番地

電話 48-3375 FAX 48-3376

H P <http://www.saihaku.net/aimi/>

E - mail otayori@sanmedia.or.jp